

①「遠江様何事歟御直々被仰上事」

○十二月九日 家老浅野遠江登城、公に謁し、年寄生田筑後等を転職せし

めん事を上言す

(前回からの続き)

翌十日年寄浅野若狭は寺西小八郎と共に遠江か邸に就き、内旨を伝へて曰く、昨日上申の旨は本日公疾あり、之を執行する能はず、加之

此挙は公猶反復熟慮せらるゝ所あり、姑(しばらく)く之を中止せらるゝ

且つ家老をして政府に列席せしむるは体国公所定の法則あり、公独

断之を処置すべからず、宜く之を江戸に致し若公及青山侯へ協議せ

すんは之を決す可らず、然れとも遠江か国家の為め尽せし忠誠は深く

感悦せりと演達す、是に於て遠江は讒言の君聴を疊せしを知り、

慨然として国家の済すべからざるを知るなり、若狭に向ひ對て曰く、

内旨の趣は委曲之を敬承せり、抑(そもそも)此事たる不肖遠江に於

けるも一朝一夕の思慮に出づるにあらず、之を要するに一身を抛(な

げう)ちて国家の為めに謀るは人臣の節なればなり、而して今此内

旨あり、謹て命を奉す、宜しく上申を煩はずしと陳す、依て若狭・

小八郎は歸去す、茲(こゝ)に於て前日遠江か上言も俗吏の為め遂に

失敗の否運に歸するや、藩士黒田益之丞は慷慨の士なれば大に之を

悲み、事已(すで)に敗れたりといへとも、其忠諫(ちゆうかん)の

旨趣は之を貫徹せしめずんばあるべからず、京都市尹浅野中務少輔

(当藩の末家)に頼り、同氏をして青山侯に協議せしむるに如かずと

と為し、同十九日益之丞は窃に京都に入り浅野氏に就て事情を開陳す、

同氏は聴て快く之を諾し、即時内書を裁して青山侯に發送して藩政

改正及人才登庸は今日の急務なるを告げ、之を協議ありしと雖(いえ

ども)、遂に其功なかりき、其内書は左の如し(略)

同廿八日浅野若狭は内旨として遠江邸に就き公の親書を授く

②浅野遠江のその後

○(安政三年)四月廿八日 浅野遠江致仕す、義弟雅楽をして家督を継が

しむ、名を右近と改む

往に浅野遠江は生田筑後の無能にして藩政を負担せしむるに足らざ

るを以て、公に説き筑後を貶斥するを乞ふ、執政等之を欣(よろこ)

ばす、茲に至り年寄武田大炊は公の内旨として浅野豊後・上田主水に

諭し遠江へ致仕を勧告せしむ、若し遠江にして之を奉せずんば断然

公命の下たる所あるべきを告ぐ、依て豊後等は之を遠江に通告す、遠

江は慨然として其内旨を奉承する旨を答へたり、然るに遠江は齡(よ

わい)已に四拾歳に至りしに男子なきを以て、三月義父出羽の五男雅

楽(年二十八歳)を養うて嗣子たらしめ、然る後に其退隱を請願す、

本日(四月廿八日)武田大炊・関藏人は遠江の邸に至り遠江の退隱を

聴許し、雅楽(忠英)を以て家督相続の君命を伝達す、八月三日雅楽

は名を右近と改む(後略)

③御仕向(一昨年之振合)

○(嘉永六年十二月十九日)今日当暮御仕向之義左之通被仰出

当御場合御仕向筋御手不被為届、御家来中ニ於ても難渋之段深く御苦

勞被思召候得共、当年者御知行処早損之村々余程之不納茂有之、其上

諸御物入多、彼是不被為任御所存処、色々御判断之上御扶助渡之員数

少々御取捨有之、一昨年之振合を以御仕向可被下段被仰出候間、此旨

承知有之、厚御趣意之程能々被相心得、兼々被仰付置候質素節儉之筋

愈以厚相守、御為筋精々相励、御奉公精勤、文武之心掛無油断様ニ与

被思召候、右等之趣厚可申聞旨被仰出候 十二月十九日

一御家来中銀渡り物之内、御役料初加番無懈怠、御褒美之類唯今迄本高

之半方渡二相成居候処、当暮限り七歩五厘渡二相成候、委細之義者御

勘定所承合可被申候

十二月十九日

「村上家乗」続編卷十

Handwritten notes at the top of the page, including the date '12月9日' and other illegible characters.

Handwritten note 'びんご' in the right margin.

Handwritten note 'いんぎょ' in the right margin.

「芸藩志」卷七

此度心付申聞之趣とも尚得斗相考候処、政事向并防禦筋手薄ト存シ、為筋無伏臆申出候段実意之程令満足候、政府へ罷出政事向見聞之義一応尤ニ存、彼是申聞候趣ハ候得共、得斗考候得ハ政事向中古以来先君之御主意容易ニ更改難致、役替等之儀も心付之通ニ而可然候得共、再考之上聊存する子細有之候間、先浮置候全体右等之筋緩力ニ我等へ申聞候ハ、又考合も可有之処、切迫之次第不敬之事ニ候得共、我等為筋一凶ニ存込、精忠之段令感悅候間、沙汰ニハ不及候

十二月廿八日

浅野遠江殿

此に於て遠江は此余直諫するは我意を主張せるに類し、結局臣節を誤るものと為し、謹て維命を奉承す、而して安政三年二月に至り、昨十二月九日以降の顛末を詳録し内使を江戸に派し之を若公及青山侯へ上呈し、多年苦心の状況を陳白せり(後略)

「芸藩志」卷六

③

長訓の宗藩襲封と改革派の登用

齊爾は生来多病であり、安政五年(一八五八)四月、四二歳で退隠し、二三歳の世子慶熾が襲封することとなった。しかし慶熾は、襲封後四カ月余にして重病にかかり、九月、江戸で没した。このためしばらくは襲を發せず、幕府へは慶熾が病氣であることを報告して、再起不能の場合には支封青山浅野家の長訓をもつて継嗣とすることを申請した。十一月に至つて襲を發し、幕府より長訓の宗藩襲封が命ぜられた。

新領主長訓は、翌六年(一八五九)五月入国するが、順次領内を巡回することを布告し、文久元年(一八六二)夏帰国すると、沿岸部を巡回したのをはじめとし、四度にわたつて大規模な領内巡視を行い、外国船防備や国境警備の参考事項をえ、民情を視察して、以後の改革の起点にすえようとした。長訓はまた、文久元年七月以降、生田政權下の年寄を転出・致仕させ、かわつて野村帯刀・辻将曹・蒲生司書などの改革派を登用し、改革派政權を成立せしめた。この政權が以後の王政復古期に至る広島藩政を担当するのである。

さらに長訓は、文久元年(一八六二)より自ら政庁に臨んで藩政を総覧し、翌二年(一八六三)からは浅野忠英・上田主水・浅野豊後の家老三人と、元家老浅野忠助に命じ、ときどき登城して政治に参与させている。ついで訓令を發して藩政改革に着手するが、特に浅野忠助には、日々用達所一の間に出席して年寄役らとともに政務を処理すべきことを命じた。こうして長訓のもとに成立した辻将曹・野村帯刀らの改革派政權は、浅野忠助を後見的地位において藩政改革に着手するのである(「芸藩志」一四一七)。

『三原市史』第二卷・通史編一

- 若公：第九代広島藩主浅野齐肃(なりたか)のこと。
- 加之(しかのみならず)：そればかりでなく。その上に。
- 体国公(たいこくこう)：第五代広島藩主浅野吉長の諡号(しごう)。正徳二年(一七二二)に職制改革を実施して家老を顧問格に棚上げして実務から外し、執政職(年寄)数名に人材を抜擢して実務に当たさせた。
- 若公：世継ぎ(次代第十代広島藩主)の浅野慶熾(よしてる)のこと。
- 青山侯：広島藩の分家、青山内証分家の当主浅野長訓(ながみち)のこと。
- 慶熾の逝去後、第十一代広島藩主となる。
- 讒言(ざんげん)：事実をまげ、偽つ人を悪く言うこと。またその言葉。
- 君聴(くんちよう)：藩主が聞くこと。
- 蠱惑(こわく)：珍しさ、美しさなどで人の心をひきつけて惑わすこと。
- 慨然(がいぜん)：いきどおり、嘆くさま。又は心をふるいおこすこと。
- 済す(さいす?)：たすけ、すくうこと。

- 人臣の節(せつ)：臣下として守るべき節義。
- 命を奉す(めいをほうず)：貴人から命令をうけたまわること。奉命。
- 慷慨(こうがい)：世の中のことや自己の運命を憤り嘆くこと。また、憤つて、心を奮い起こすこと。あるいはその心。
- 市尹(しいん)：町奉行。
- 浅野中務少輔(あさのなかつかさしょうぶ)：浅野長祚(ながよし)。赤徳藩の支族(家原浅野家)で、家禄三五〇〇石の上級旗本。
- 如(し)かす：それにこしたことはない。
- 直諫(ちよくかん)：率直にいさめること。遠慮なく相手の非を指摘して忠告すること。
- 貶斥(へんせき)：官位を下げて、退けること。
- 致仕(ちし)：仕官をやめて隠居すること。辞職すること。

榎御座も不被成御座候へ、御出可被成哉之旨、(吉田) 藤馬屋後罷越、渡
 辺雅登応対有之、今夕者(浅野) 出羽様御出被成候二付、御一緒二不被
 為成様二御出被遊候様被成度旨、御承知之御答申出、御立坐知せ参り、
 七過御出宅二而御出被遊、五半頃御帰館、又々三人罷出候事

同十二日

一武田大炊殿へ御直紙面被遣

武田大炊様

御名

少々御面談致儀有之二付明日朝夕之内預御出度、此段得御意候、以上

極月十二日

御返事夕方被罷出候旨申参ル、夜二入、又朝五ツ過被罷出候段申参ル、
 依之御承知之御返報被仰遣候事

一御面談被成度義御座候二付、今夕晚之内御間も不被為在候ハ、出羽様
 乍御苦勞御出被遊候様被成度思召候旨、(須藤) 並人を以被仰進候所、御
 承知二而六ツ過御出被成、御立坐五ツ半頃

同十三日

一暮頃(佐々木) 正之助宅へ長谷保次郎罷越、口演

出羽様御面談被成度義被為在、此御方様御間不被為在候ハ、御供揃次
 第御裏御門御露地口通り御出被成度思召候御様子、如何被為在哉差急候
 義二付、私罷越御尋申候様御用人共申付候、右御承知二而六過御出、五
 ツ頃御立坐

上田家文書「安政二乙卯年十二月 御公用日記」

- ⑧ 寺西小八郎……天保6(1835)奥小姓③84A16
 嘉永2(1849)歩行頭次席③63A25
 嘉永3(1850)持弓筒頭/供頭③60A10
 嘉永7(1854)大小姓頭③44B15
 安政3(1856)用人③42A29
- ⑨ 仙石右中……文化14(1817)側詰次席③73B13
 文政元(1818)先手者頭③52A3
 文政6(1823)番頭③40A11
 同並幸長公へ相勤家筋③212B
 同並長晟公へ相勤家筋③218A
 同番頭江戸廻り③268B7
- ⑩ 田原半三郎……文化6(1809)大工頭③103A7
 (忠三郎跡目)
 文政10(1827)作事所詰③102B3
 文政10(1827)勘定所吟味役③101A5
 天保4(1833)蔵奉行次席③77B3
 天保5(1834)作事奉行③64A12
 弘化4(1847)勘定奉行③56A11
 同並長政公番組類相勤家筋③207B
 嘉永7(1854)新組者頭③58A17
 家④49B9(貞幹)
- ⑪ 田原保之進……天保12(1841)大工頭③103A8
 (半三郎倅)
 万延2(1861)納戸奉行次席③92A7
 家④49B16(貞治)
- ⑫ 奥田本太……文化2(1805)鷹方③102A6(角馬倅)
 同並長晟公番組類相勤家筋③221A
- ⑬ 奥田保人……嘉永4(1851)鷹方③102A10(本太倅)
 文久3(1863)奥詰③96A19(久兵衛)
 文久3(1863)武具奉行③79A7

⑧~⑬高橋新一編『芸藩輯要』人名索引

久子	愛子	道積	孝	夫人 忠
浅野忠敬夫人	芝山國豊二女	関、篤 會橋泰聰夫人(離)	芝山國典夫人	上田安節長女 文政元、七、二四生 明治四五、五、一没

- ⑭ 河田友五郎……弘化2(1845)鷹方③102A9(彦助家督)
 元治元(1864)側詰次席③74A21
 元治2(1865)側詰膳番兼③73A18
 同側者頭添役膳番③238A4
 同側者頭添役③115A3、②065
 (弘化2父彦助家督)
 同録事輔(広式係)③140C3、②334
 同並長政公へ相勤家筋③26A13

⑮ 沢井

⑯ 大野

夫人 寛姫
 高辻編長女
 嘉永三、五、二二没

17 御師おし

特定の社寺に所属して、その社寺へ参詣者を導き、祈禱・宿泊などを取り計らう者。「源氏物語」「栄花物語」に「おいのりの師」、「吾妻鏡」に「御折禱師」と出ているのが初期の姿で、もと寺院に就いていたのが、神社を主とするようになった。

中世には熊野三山、石清水八幡宮、賀茂社、日吉社、松尾社などに成立しており、ことに熊野の場合は、朝廷や貴族をはじめとして熊野詣が盛行するにもなっており、御師の活動が顕著になっていった。すなわち参詣の当座だけでなく、御師を師とし参詣者を檀那として恒常的に師檀關係をとり結ぶことが多くなった。熊野に次いで伊勢神宮に御師の慣習が発達し、この方は前者と異なって各地の先達を介さず、自身檀家に赴いたり、または代官を檀家まわりに派遣するのをつねとした。伊勢御師はとくに「おんし」と呼ばれたというが、地方に赴く際に折禱・大麻のほか、扇、帯、茶、白粉(伊勢白粉)などを檀家にもたらして喜ばれ、商人的色彩を帯びるに至った。応永(一三九四—一四二八)ころには、熊野の御師は尊勝院・実報院などをはじめとして六〇—七〇家もあったらしく、檀那は全国に分布し、はるかに隔たる陸奥地方にも多かった。伊勢御師は中世末期に外宮だけでも一四五家に達し、御師にとって檀那株の所有は財産と考えられ、その株の売買がしきりに行われた。

近世に入ると、熊野御師の勢力は衰えたものの、巨大な組織を基盤として商業資本化していった。伊勢御師は繁栄の度を加え、正徳年間(一七一—一七一一)には外宮で五〇〇家、内宮で二四〇家にも達した。熊野・伊勢にならって御師制度を発達させた社には、出羽三山、相模大山、相模工の寺、式部郡、吉田、吉

丹生層が用いられていた。伊勢の御師たちが全国に配る層は膨大で、やがて自然のなりゆきとして伊勢層が生まれ(一六三二年(寛永九)より)、ついには江戸時代の代表的層に成長した。伊勢層の起源は丹生層で、その内容も特徴である折本という形式も丹生に借りている。また、表紙に地震なまずと称される絵が描かれ、その中に日本六〇余州の名が書き込まれ、「いせこよみ」と平仮名で題のつけられた綴層がある。その題名のために伊勢層と誤られることがあるが、これは江戸で出版されたと推定されている。

内田正男

20 とうち 田打<世羅町> 芦田川支流の田打川流域。地名の由来は、棚田が良く発達している様によるか。永寿寺には承元4年銘の木造阿弥陀如来座像、永和4年銘の写本大般若経を所蔵。若永池は「蛇の池」とも呼ばれ、付近に蛇の墓があり、尾道石工の娘が蛇体になった所と伝える(世羅郡誌)。
〔近世〕田打村 江戸期~明治22年の村名。備後国世羅郡のうち。広島藩領。家老浅野氏給知。村高は、元和5年「知行帳」では「とうち村」と見え476石余、「芸藩通志」466石余、「天保郷帳」「旧高旧領」ともに476石余。万延元年の閏高425石余。文政3年には、田37町余・畑5町余・屋敷地6反余、戸数54・人数243、牛48・馬13、定物成228石余・小物成30石・竹代銀8石余・鉄砲札銀5石を納める。また社倉穀として榎34石余を保有(世羅郡誌)。生業は農業が主で、用水は田打川とその支流であるシウコ川、若永池・木原曾宇池から取水。子弟教育機関として永寿寺がある。神社は田打八幡神社、臨濟宗仏通寺末大松山永寿寺は応安2年の創基と伝える。明治4年広島県に所属。同9年の田51町余・畑4町余・屋敷地2町余(反別控帳)。同20年賀茂小学校分校として当村と重永村の境界に堺簡易小学校を設置。同21年の戸数78・人口365。同22年西大田村の大字となる。

26 (四) 松の馬場 (図101) 『角川日本地名大辞典』 34 広島県

猿橋橋東詰から北に向かう道が松並木になっています。この道は広島東照宮への参道となっており、その入口付近に松が植えられていました。この松並木はいろは松とも呼ばれ、現在の松原町の町名のルーツになっています。一方、参道の東照宮に近い所には桜が植えられていました。こちらは「桜の馬場」と呼ばれ、当時成下の花の名所として知られて、丁所開会

21 さしむく(差向) ①「自力四」(さし)は接頭語 ②その方に向く。向きあう。俳諧・続猿蓑上・今宵賦支考「幾年なつかしかりし人々の、さしむきてわするににたれど、おのづからよるこべる色人の顔にうかびて」 ③直面する。当面する。人情本・人情郎の篇下「些(ちつ)さしむく咄(はなし)がありいたから、正直な初風さんを止(と)めへしたヨ」 ④他カ下二「さしむける(差向)

22 さしつかか(差掛・射掛)「自ラ五四」(〇)「さし」は接頭語 ①上からおおいかぶさる。上からかぶさるようにもたれかかる。日葡辞書「キノエダミツニ saksicacari(サンカカル)・浮世草子・好色一代男・一三世之介四阿屋(あづまの)の棟にさし懸(カカ)り、幸(ちん)の遠眼鏡を取持て」 ②その場に行きかかる。その場に臨む。虎明本狂言・祐善・後にみどりのあをば山、のちせの山のしのかさ、はりはは時うち過て、都のうちにさしかり、いらかのきに着たり」 ③仮名草子・竹斎上「三条大橋うち渡りて、派園林にさしかり」 ④世書生気質(岸内道彦)「風呂敷を小脇に抱きて、眼鏡橋へとさしかかる」 ⑤まぎわになる。切迫する。さしせまる。虎寛本

23 しゅうしゅう(羞羞)「周章」(羞)あわてふためくこと。うろたえ騒ぐこと。周章狼狽。小右記「長徳に組織液、リンパ液の多量にたまっていてる状態。組織中にたまった場合を浮腫(ふしむ)・体腔中にたまった場合は、場所により胸水・腹水・心臓水腫という。すいしゅう。水気(すいき)・文明本節用集「水腫(すいしゅう)ん(衝心)」(名)脚気(しょうじ)の症状が進んで心臓を冒し、心臓亢進呼吸促進を起すこと。衝心脚気。

21 (25) 『日本国語大辞典』(小学館)

州善光寺、尾張津島社、越中立山、加賀白山、近江多賀社、高野山、英彦山などがあり、いずれも講集團の発展と提携しての繁栄がみられたが、しだいに宿泊の便宜を供するという状態に推移して、近代に及んだのである。

〔新稿〕社参詣の社会経済史的研究
 堀原龍夫
 増書房、一九八八年。

大麻 たいま

〔18〕古くは「おおぬさ」と言い、伊勢神宮で歳末ごとに頒布する神札のこと。一般神社の神札の名称として用いることもある。古来、寺院では「大般若経」「仁王経」などを何度も誦誦し、その回数を書いた巻数を祈禱依頼者に配ったが、伊勢神宮も早くからこれにならぬ、祓詞を何度も修して千度祓、万度祓のお祓大麻を配った。神宮では「大御璽」と称し、「お祓さん」とも「大神宮さん」とも親しみを込めて呼ばれた。鎌倉時代にはすでに記録に見え、神宮に所属する御師の手によって全国に配布された。普通お祓大麻をのし形に包んだ剣先祓で、丁重なもの箱に収めて配った。一八七一年(明治四)の御師の廃止に続いて御祓の配布廃止の命令が出され、神宮司庁がこれの頒布をする事になった。第二次大戦後は神社本庁を通じて全国に頒布されている。

茂木貞純

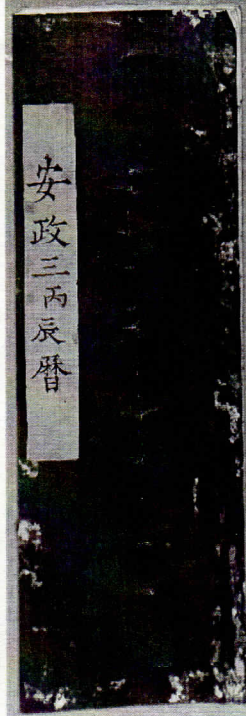
伊勢曆 いせこよみ

伊勢の宇治および山田から頒布されていた曆。伊勢神宮の御師が神宮のお札とともに持参するみやげ物として曆がもつとも喜ばれ、はじめは京曆(経師曆)や

〔17〕〔19〕『日本史大事典』(平凡社)

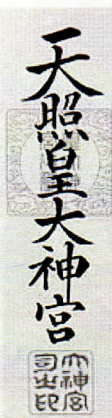
図には表記はあるものの木は描かれていません。なお、東照宮から明星院へとつながる道も松並木として描かれています(図102)。

〔27〕伊勢曆 (安政三丙辰曆)



広島県立文書館寄託・千葉家文書

〔28〕伊勢大麻



「伊勢大麻」(ウィキペディア)

〔29〕

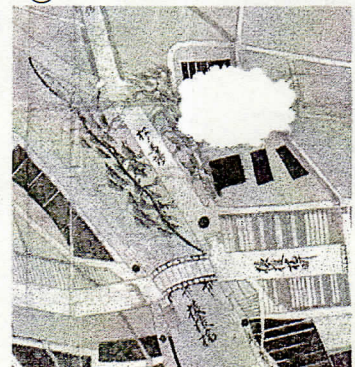


図101 「広島町新開絵図」における松の馬場

〔30〕

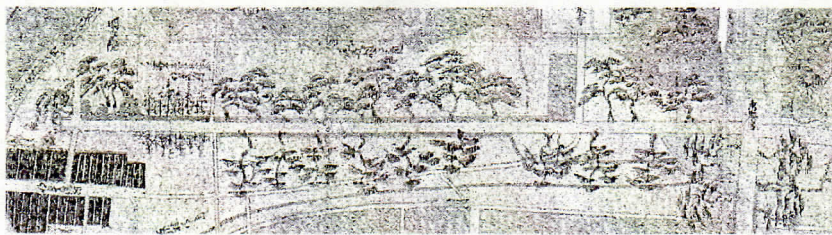
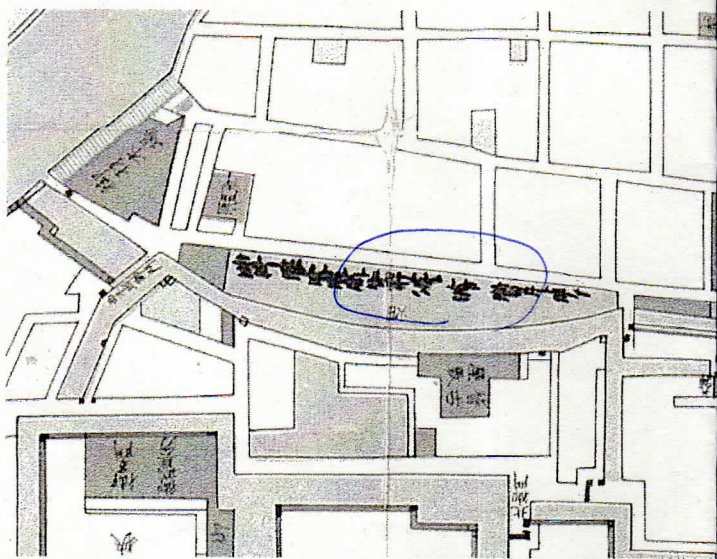


図102 「広島町新開絵図」における東照宮前から西に延びる松並木

〔26〕〔29〕〔30〕〔34〕〔38〕『「広島町新開絵図」に見る浅野時代の広島城下』(広島市郷土資料館)



「天明年間の広島城下絵図 (1785年ごろ)」(『新修広島市史』)

③⑦ 稽古屋敷・松原講武所

享保十年五月十二日、従来公は文武大学校を興して藩士を教
育せんと欲するや年ありしか、茲に断然着手せらるゝに決し、
内白嶋用邸地所は後松原敷と思はるを以て諸芸稽古場と為さしめ之を稽
古屋敷と称せしむ、而して七月十三日浦辺蔵奉行三浦五左衛
(中略)

(文久三年)
同年九月、北外郭後松原調馬場旧文武稽古邸の廢址なりを以て練兵場と為
し、自今調馬及劍槍若くは大砲発射の演習を為さしむ、後改
めて松原講武所と称せし処即ち是なり

「芸藩志拾遺」第廿卷(『広島県史』近世資料編I)

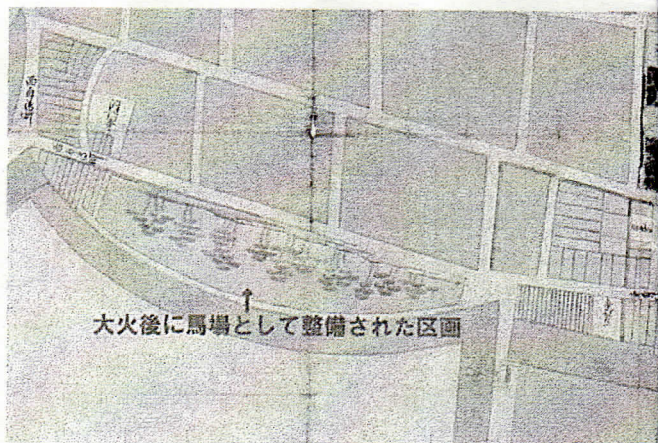


図106 「広島町新開絵図」における広島城北側の松

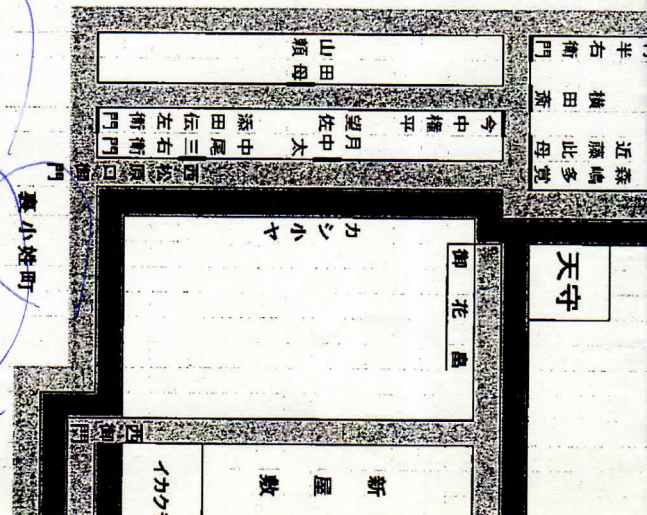
③⑧ (七) 広島城北側の松 (図106)

広島城の北側に松と思われる並木が描かれています。この通りは当時松原
通りと呼ばれていました。ところで、この松は他のものと筆致がかなり異なっ
ています。何故なのでしょう。

この絵図が作成された次の年の享保一四年(一七二九)に白島で大火があ
り、松原通り一帯にも延焼しました。この後、火災の際に城中にまで被害が
及ぶのを恐れた藩は、松原通りの南側の区画から家屋を撤去し、馬場を作っ
て火除地として整備しました。この区画には光明院という寺がありました。松並木
妙風寺(現在の中区東白島町一―一八)の北に移転になっています。松並木
の植樹の時期について詳細は不明ですが、享保前期以前成立の城下町絵図に
は描写が無く、大火以降に成立したと思われる絵図で見られるようになるこ
とから、大火以降にこの地区の整備に伴って植樹された可能性が高いでしょ
う。

③⑥

③⑤・③⑥ 諸富秀人編・発行「広島ひとり案内」



令和四年六月資料（五月分後追い）

村上家乗安政二年十二月一日〜十二月十日

一、先月の解説文活字読みの確認点

なし

二、指摘・意見・質問・他諸々

① 十二月三日頭書 「右此後廿二日、十日振二【而】御免・・・」

三日に遠慮の処分が出て、廿三日に免せられたのですから、「十日ぶり」というのはおかしいですね。

② 十二月五日 「寒威厳、凝甚、」

寒威厳しく、こころ甚だし

「寒威厳」・「凝甚」共に家乗のアチコチに単独で出て来ます。

「寒威、嚴凝甚」ではなく、「寒威嚴、凝甚」のままで良いのではないのでしょうか？（12月16日も「寒威嚴、凝も亦甚」で良いと思います）

③ 十二月六日 「行目」 「後來」

こうーらい【後來】（大辞泉）

1 こののち。行く末。将来。

「手を取って」を語ること出来ず」（左千夫・野菊の墓）

2 遅れて来ること。また、その人。

「呼び入れて、一として酒すすめて」（沙石集・九）

④ 十二月九日 二行目 「下緒」

下緒（さげお）とは、日本刀の鞘に装着して用いる紐のことである。

元々は太刀を腰に結びつけて携行するためのものであったが、鎌倉時代から室町時代に入り腰帯に差して用いる打刀様式のものになると、帯に鞘を括り付けるためのものとなった。しかし、打刀が普及し、打刀の拵の形状が煮詰められ返角（かえりつ）と呼ばれるフックがつけられる

ようになると下緒は抜け止め用としては補助的なものとなった。

（以上 Wikipedia から要約）

江戸時代の絵を見ると、ほとんどの場合鞘に掛けて腰の後ろに垂らしていますが、幕末・明治の写真では垂らした下げ緒を前に回して袴の紐に結んだり、鞘にグルグル結び付けたものを其の儘腰に差した写真もあります。

三、報告・お知らせ

◇ 会員動静

退会 A7班 紀村 恒さん・B7班矢田直美さんが5月例会を以て退会されました。

◇ 七月例会は、七月十六日（第3土曜日）午後一時半

於第一・第二研修室です。第二研修室白板を前とします。

当日の会場当番は、A1班及びB1班です。

八月は夏休みです。

九月例会は、九月十日（第2土曜日）です。

◇ 来月は席移動月です。席移動をお願いします。班単位で前回より1つ宛前にお進み下さい。一番前の班は最後列へお廻りください。

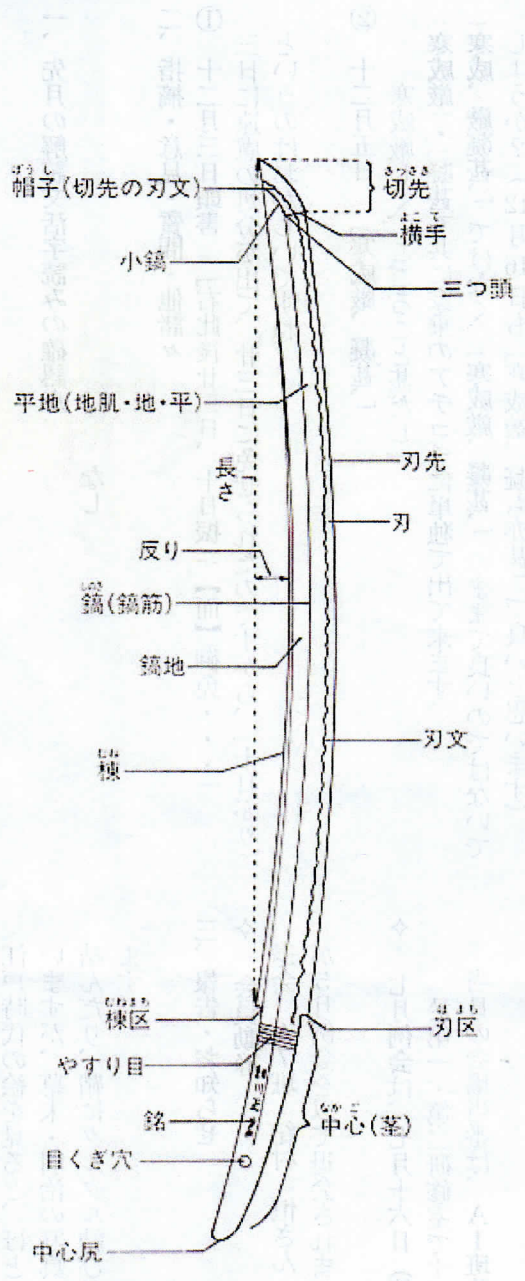
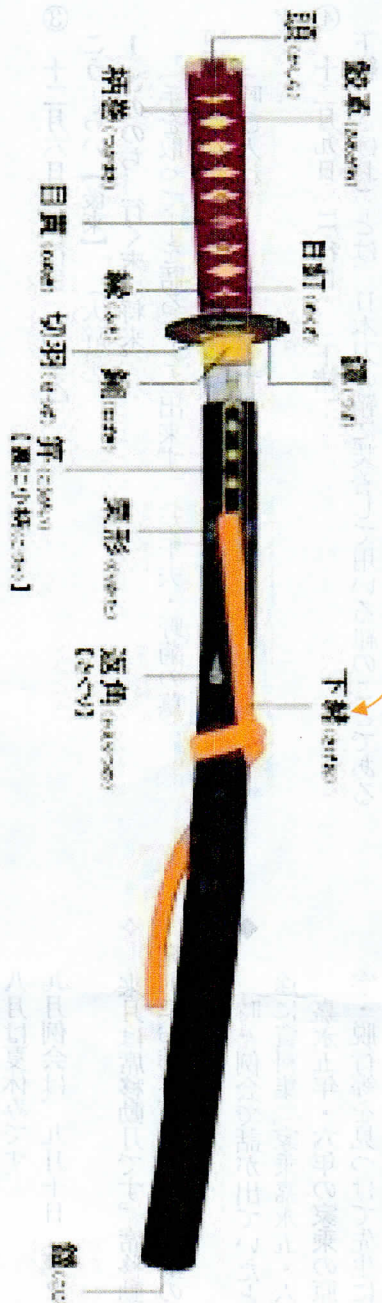
◆ 時々例会で話が出ていたと思いますが、西村先生は来年三月頃を目途に資料集「家乗嘉永五・六年」を出す準備をされています。

嘉永五年・六年の家乗の原本コピーと解説文をお渡しし、誤字・脱字・脱行等を見つけて先生にメール・手紙で報告して頂く形でお手伝いしたいと思います。やってみようと思われる方、ご連絡頂けませんでしょうか？（前回の経験者は出来れば今回も参加して頂けたらと思います。あと2〜3人いらしゃいませんでしょ？）

宜しくお願致します。

***** 萬津箱 ***** (余談) *****

下緒の図(ついでに打刀の各部名称)



全日本刀振舞大会(正装会)

全日本刀振舞大会(正装会)

各班 班長殿

5月の同好会後の臨時班長会で、同好会として引き継いでいる運営要領改定等の課題を紹介しました。その時の論点を、補足を含め参考までまとめました。

9月に議論することになっていますが、7月の同好会までに、論点につき御意見を募ります。小生までメール、又はメモをいただければと思います。小生のメールアドレスは 0897mf@gmail.com。

9月の班長会には、皆さんのご意見を反映、又は併記した「論点整理」を準備する予定です。

なお、同好会運営についての話題も下記に付記しましたので、ご参考まで。

幹事 福田

古文書解読同好会(仮称)“運営要領”の改訂是非、および改定の場合の基本的考え方(案)

2022.9 幹事・福田

0. はじめに、“運営要領”改定の是非について

現行“運営要領”はある意味良くできていますが、内容が簡略で、運営(役員)側としてやるべきことや裁量範囲がはっきりしていないとの指摘があります。

例えば、会計・監査の了承手順、総会に諮るべき案件の基準やその評決基準、等々。

会を持続的に発展できるように、この際、現行“運営要領”を皆さんにレビューしていただき、会員の皆さんにとって不都合や、ご心配な点を改善できればと思います。

ここで、“運営要領”が「不都合、不備」かどうかを判断するには下記2つの考え方があります。

- ① この会は古文書の学びにできるだけ時間を費やしたい。会の取り決め事は十分ではないかもしれないが、皆が許容できる範囲であれば、運営に関わる内容、時間はできるだけ簡略にしたい。
- ② 大所帯となったので、通常の組織のように規約を定め、その下に運営要領を置くよう整備すべきではないか。運営のために費やす時間は多少増えても必要不可欠のものと考える。

今回は上記①の立場で、議論のたたき台として、現行“運営要領”をベースとして、それを改定する場合の骨子案をまとめてみました。なお、“運営要領”でも、“会則”でも、タイトルは問わないつもりです。

1. 目的および事業

(1) 古文書解読同好会の開催

① 会主催の例会は月1回。ただし、8月は夏休みとする。

② 例会は原則として毎月第1土曜日、午後1時半より3時半まで。

ただし、会場や講師の都合で日時変更や、自然災害や防疫等で例会を中止することがある。

(2) 会員相互の研鑽、親睦

(3) 県立文書館の事業にできる範囲で協力

2. 同好会の運営体制(案)

基本的な考え方: 班長会は重要な議案の決定、役員はそれに従って運営を行うとする。